

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険関係事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

滋賀県高島市長

公表日

令和6年5月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課および徴収、要介護認定および保険給付に関する以下の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険被保険者資格の取得、喪失、変更等の決定および管理 ②介護保険料の算定、賦課およびそれに伴う介護保険料額の通知 ③介護保険料の収納管理 ④介護サービス受給のための要支援・要介護認定申請の受付および認定 ⑤負担限度額認定等の減免申請受付・認定および給付制限の実施 ⑥介護保険料の減免または徴収猶予にかかる申請の受付および決定 ⑦高額介護サービス費、福祉用具購入費、住宅改修費等の介護保険給付にかかる申請の受付および決定 ⑧介護保険にかかる証明書の発行 <p>また、介護保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに準ずる以下の事務においても、特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高島市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱による確認証の交付に関する事務 ②高島市高齢者住宅小規模改造事業実施要綱による補助金の交付に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納徴収支援システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル、収納ファイル、滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 (同法別表第1の68の項および平成26年内閣府・総務省令第5号第50条)</p> <p>番号法第9条第2項 (高島市個人番号の利用に関する条例第4条第1項および同条例別表第1の18、20の各項)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (同法別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 117の各項および平成26年内閣府・総務省令第7号第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条, 第47条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢者支援局 介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8538
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 高齢者支援局 介護保険課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8029

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	I 5-②	長寿介護課長 中村 和之	長寿介護課長 山本 功	事後	
平成29年7月18日	表紙 評価実施機関名	高島市役所	高島市長	事後	
平成31年3月8日	I 1-②	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課および徴収、要介護認定および保険給付に関する以下の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①-⑧ (略)	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課および徴収、要介護認定および保険給付に関する以下の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①-⑧ (略) また、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに準ずる以下の事務においても、特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①-④ (略)	事後	
平成31年3月8日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 68の項	番号法第9条第1項 (同法別表第1の68の項および平成26年内閣府・総務省令第5号第50条) 番号法第9条第2項 (高島市個人番号の利用に関する条例第4条第1項および同条例別表第1の18, 20, 21, 22の各項)	事後	
平成31年3月8日	I 4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 117の各項	番号法第19条第7号 (同法別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 117の各項および平成26年内閣府・総務省令第7号第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条, 第47条) 番号法第19条第8号	事後	
平成31年3月8日	I 5-② 所属長の役職	長寿介護課長 山本 功	課長	事後	
平成31年3月8日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和1年5月20日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部 長寿介護課	健康福祉部 高齢者支援局 長寿介護課	事後	
令和1年5月20日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	市民生活部 生活相談課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畠565番地 0740-25-8125	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畠565番地 0740-25-8000	事後	
令和1年5月20日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部 長寿介護課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畠565番地 0740-25-8029	健康福祉部 高齢者支援局 長寿介護課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畠565番地 0740-25-8029	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 I. 対象人数	平成27年10月 1日	令和3年 4月 1日	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年10月 1日	令和3年 4月 1日	事後	
令和3年6月26日	I-4.2.法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和5年4月1日	I-1-②事務の概要	また、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務	また、介護保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務	事後	
令和5年4月1日	I-1-②事務の概要	③高島市在宅介護用品助成事業実施要綱による高齢者等に係る助成券の交付に関する事務 ④高島市福祉総合交通利用助成事業実施要綱による高齢者等に係る助成券の交付に関する事務 (高島市個人番号の利用に関する条例第4条第1項および同条例別表第1の18, 20, 21, 22の各項)	削除	事後	
令和5年4月1日	I-3-②事務の概要	(高島市個人番号の利用に関する条例第4条第1項および同条例別表第1の18, 20, 21, 22の各項)	(高島市個人番号の利用に関する条例第4条第1項および同条例別表第1の18, 20の各項)	事後	
令和5年4月1日	I-5-①部署	健康福祉部 高齢者支援局 長寿介護課	健康福祉部 高齢者支援局 介護保険課	事後	
令和5年4月1日	I-8-連絡先	健康福祉部 高齢者支援局 長寿介護課	健康福祉部 高齢者支援局 介護保険課	事後	
令和6年4月1日	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畠565番地 0740-25-8000	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畠565番地 0740-25-8538	事後	